

# 請願・陳情の手引き

弥富市議会

令和8年4月

## 〈 目 次 〉

|   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 請願・陳情とは・・・・・・・・・・・・・・・・      | 1 |
| 3 | 請願・陳情できる人とは・・・・・・・・          | 1 |
| 4 | 請願・陳情の提出方法及び受理要件・・・・・・・・     | 2 |
| 5 | 請願・陳情の取り扱い・・・・・・・・           | 3 |
| 6 | 結果の取り扱い・・・・・・・・              | 3 |
| 7 | 請願書・陳情書の個人情報の取り扱い・・・・・・・・    | 3 |

## 1 はじめに

請願については、憲法 16 条において、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人もかかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定められています。したがって、請願によって、私たちの誰もが、国又は地方公共団体の機関に意見や要望を述べることができます。

私たちは、日々の生活の中で、いろいろな問題に出会い、その多くは自分たちで解決していますが、それが市や国などの仕事で、どうしても自分たちだけでは解決できない問題に出会うこともあります。そこで、市民が市政などについて、直接、市議会に要望できる制度、これを「請願」といいます。

## 2 請願・陳情とは

### (1) 請願

請願は、日本国憲法第 16 条に認められた国民の権利の一つで、国又は地方公共団体の機関に対し、文書により希望や要望を申し出るものです。地方議会に請願を提出する場合は、地方自治法の規定により、議員の紹介により提出しなければならないとされています。

### (2) 陳情

陳情は、請願のように憲法に保障された権利ではなく、一般的な手続きや形式が法律に定められているわけではありませんが、市議会に対し、実情を述べ適切な措置を要望することをいいます。

### ※ 請願と陳情の違い

請願も陳情も要望等を述べるという点で趣旨は同じです。

大きな相違点としては、請願は議員の紹介を必要としますが、陳情は必要としません。

## 3 請願・陳情できる人とは

未成年者や日本に住む外国人、法人、各種団体（PTAや福寿会など）、また、市内に住所を有しない人でも提出することができます。

また、提出者は一人でも連名でも構いません。

#### 4 請願・陳情の提出方法及び受理要件

##### (1) 記載事項

- ア 請願・陳情は、文書により邦文で必要事項を記載の上、提出ください。
- イ 請願・陳情書には、件名、趣旨、理由、宛名（弥富市議会議長宛）、提出年月日、提出者の住所、氏名（署名又は記名押印）を記載してください。  
なお、請願・陳情書とも公表され、公開の場で審査されます。
- ウ 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印も必要です。  
紹介議員は請願の採択に努力する責務がありますので、請願の審査では、説明を求められたり、質疑があれば答弁をしなければなりません。そのため、紹介議員に依頼する際には、十分な説明をお願いします。  
なお、弥富市議会では、議長及び副議長は、公正な審査をするため、請願の紹介議員にならないこととしていますので、ご注意ください。

##### (2) 添付書類

- ア 施設の建設や道路の整備等、場所の説明が必要な場合は、案内図や略図などの参考資料を添付してください。
- イ 内容の説明のため、参考資料等がある場合には、必要に応じて添付してください。

##### (3) 提出

- ア 請願書の提出は、紹介議員を通じて行ってください。陳情書については、郵送での提出も可としています。
- イ 議会事務局（弥富市役所5階）へ提出してください。
- ウ 受付時間は、平日の午前9時から午後4時までです。
- エ 各定例会前の議会運営員会の3日前までに提出されたものを、当該定例会で審査します。

##### (4) 受理

- ア 提出いただいた請願・陳情書は、事務局で必要記載事項を確認し、受理します。
- イ 提出者が2人以上の場合は、代表者を決定してください。

## 5 請願・陳情の取り扱い

### (1) 請願の取り扱い

議長が受理した後、どの委員会で審査するかを議会運営委員会で協議し、本会議で正式に審査を所管の委員会に付託（審査依頼）します。内容により付託を省略する場合があります。

付託された委員会は、請願を審査し、委員会の審査結果（採択・不採択）を本会議に報告します。

本会議では、委員会の審査報告を受け、最終的な議会としての結論（採択・不採択）を決定（議決）します。

### (2) 陳情の取り扱い

基本的に請願と同様に取り扱いますが、議会運営委員会において取り扱いを協議することになっています。

## 6 結果の取り扱い

### (1) 議決結果（請願に限る。）

議決結果は、基本的に採択・不採択の2通りです。

### (2) 結果の通知

結果は、提出者（複数の場合は代表者）へ郵送により通知します。

### (3) 審査後の処理

市の行政事務に関するものは、対応を講ずるよう当該執行機関へ送付します。

また、国や県など外部の機関に対し、意見書の提出を求めるものについては、関係機関へ送付します。

なお、議会に関するものについては、議会で措置を講ずることになります。

## 7 請願書・陳情書の個人情報の取り扱い

弥富市の情報公開については、「弥富市情報公開条例」において、市民の市政情報の公開を求める権利や市政情報の取り扱い、又は公開について基本的な事項が定められています。

その条例の中で、議会に対する請願・陳情等は、公表されることを前提として本人から任意に提供された情報として、公開の対象となります。

弥富市議会において、請願・陳情書等に記載された個人情報（住所・氏名等）の取り扱いは、次のとおりとなります。

(1) 請願・陳情書等に記載された個人情報（住所・氏名等）は、議会の審議以外には使用しません。会議録を情報公開する場合は、個人情報に関する部分を除きます。

(2) 請願・陳情書等の内容や議会審査の問い合わせなどに使用することがあります。